

労働者の権利と命を削り取る「労働契約法制」の整備 及び労働時間規制の緩和に反対する決議

- 1 厚生労働省は、本年6月27日、労働政策審議会労働条件分科会（以下「分科会」という）に「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について（案）」（以下「素案」という）を提示した。この素案は、アメリカ政府や日米財界からの労働法制に対する「規制緩和」要請を反映し、①日本版ホワイトカラー・エグゼンプションというべき「自律的労働制度」の創設を初めとする労働時間規制の緩和、②違法な解雇であっても金を払って首を切れる「金銭解決」制度の導入を盛り込み、さらに、③就業規則による労働条件の不利益変更について過半数組合が同意をすれば個々の労働者が変更合意したものと推定する規定（以下「不利益変更の合意推定規定」という）の創設など、労働者の権利と生活を大きく破壊する極めて重大な内容を持つものであった。

素案は、労使双方から議論の経過を無視したものであるとの反発を受け、分科会は一時的中断となったが、本年8月31日に再開した後は、労働者側の強い反対意見にもかかわらず、労働時間規制の緩和、不利益変更の合意推定規定の創設、解雇の「金銭解決」制度の導入を柱に急ピッチで議論が進められており、本年12月には厚生労働大臣に建議をあげる予定ともいわれている。

- 2 しかしながら、厚生労働省が進めようとしているこれらの諸制度は、いずれも現状を解決するどころか、いっそう労働者の地位を不安定にし、権利と健康を害するものといふべきである。

この間すでに、日米財界とアメリカ政府の要求を受けて労働法制の「規制緩和」が一貫して押し進められてきた。不安定かつ差別的に低い労働条件におかれた非正規労働者は全体の3分の1をこえるまでに増え、1年を通じて勤務しても年収が300万円以下という層が4割近くにのぼる（国税庁平成17年民間給与実態統計調査）など、格差拡大が進行した。また、労働時間規制の緩和は、企業の安易なリストラ人減らしと相まって、長時間・過密労働を拡大させ、労災認定を受けただけでも年間200人をこえる過労死・過労自殺者を生み出したり、メンタルヘルス障害問題を引き起こしてきた。将来への不安や絶望から消費が落ち込み、少子化やニート、学校の荒れなどの社会問題も広がっている。こうした事態を受けて、規制緩和を進めた当の政府ですら、労働者の置かれた状態が少子化の原因の一つと指摘し、残業の抑制を課題とせざるを得ないようになっている。

- 3 こうした「規制緩和」の弊害が明らかになった今、何よりも、労働者が健康で文化的な生活を送ることができるように、労働基準法をはじめとした労働者保護法制の機能を強化することこそが求められている。「規制緩和」をいっそう押し進めることは、労働条件法定主義（憲法27条2項）による労働者の権利保障の原則に反し、労働者が人間らしく働き、生きる権利を侵害するものである。

自由法曹団は、使用者による横暴を合法化する内容の「労働契約法制」づくりと「自律的労働時間制度」の創設など労働時間規制を緩和して一日8時間労働制を解体することに、断固として反対し、労働者の命と健康、生活と権利を守るために奮闘するものである。

2006年10月23日

自由法曹団2006年総会